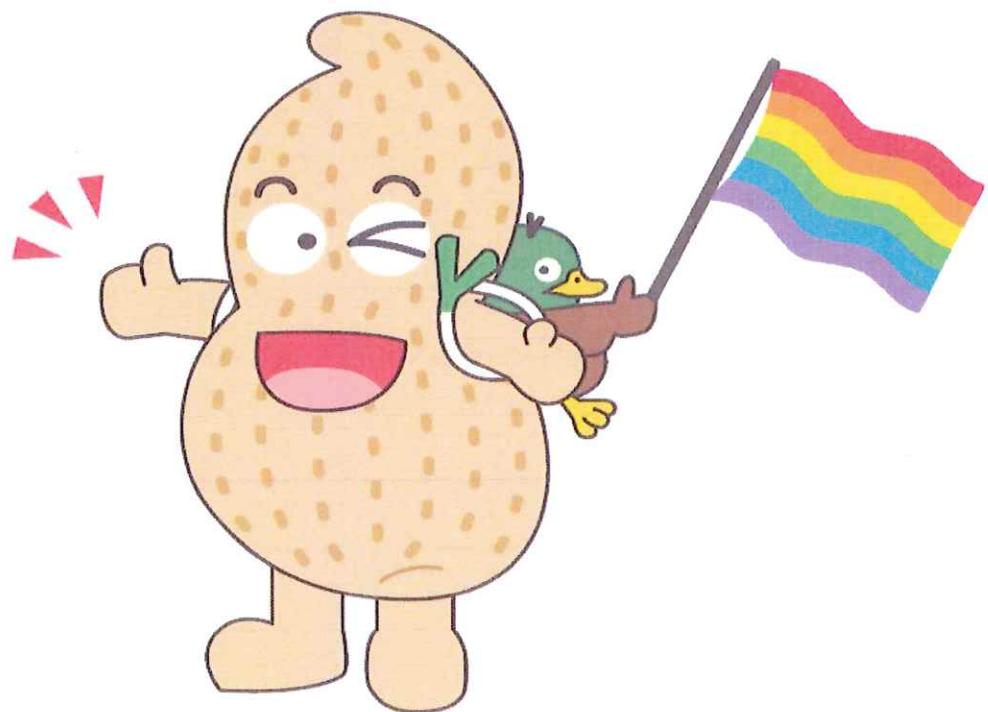


豊後高田市パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック



豊後高田市人権啓発・部落差別解消推進課

目次

1 パートナーシップ宣誓制度についてP1
2 宣誓を行うことができる方P1
3 宣誓に必要な書類P2
4 パートナーシップ宣誓の手続きの流れP3
5 パートナーシップ宣誓書受領証及び受領カード等の交付P4
6 パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付P4
7 届出事項の変更P4
8 パートナーシップ宣誓書受領証等の返還P4
9 よくある質問P5

1 パートナーシップ宣誓制度について

豊後高田市では、すべての人が自らの尊厳について認識し、多様な価値観と生き方を認め合う「共生社会」の実現を目指しています。

取り組みの一つとして、性的少数者（身体の性別と性自認が一致しない人や性的指向が同性や両性に向く人など）の困難さや生きづらさを軽減できるようパートナーシップ宣誓制度を開始します。

豊後高田市の行政規則である要綱により定める制度であり、法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を伴うものではありません。しかし、お二人が互いに人生のパートナーとして、安心して豊後高田市で共同生活ができるよう、行政がその関係を尊重し、寄り添うことは意義のあることと考えています。

この制度の導入により、マイノリティに関する社会理解が広がり、だれもが自分らしく生き生きと輝き、多様性を認め合う共生社会が実現することを期待しています。

2 宣誓を行うことができる方

双方又は一方が、性自認や性的指向に係る性的少数者（マイノリティ）であり、かつ、以下のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 宣誓をしようとする方の双方が、成年に達していること。
(※成年：民法改正により、2022年4月1日からは18歳)
- (2) 宣誓をしようとする方の一方が、市内に住所を有している又は市内へ宣誓の日から原則14日以内に転入を予定していること。
- (3) 宣誓をしようとする方の双方に配偶者がいないこと、かつ、現に当該パートナーシップの関係の相手方以外の方とパートナーシップの関係ないこと。
- (4) 宣誓をしようとする方同士が、近親者ではないこと
(※ただし、双方が養子縁組をしている場合を除く)

《近親者とは》

- ・民法第734条～736条に規定する婚姻することができない続柄のこと
- ・直系血族及び姻族(例:祖父母、父母、子、孫、子の配偶者、配偶者の父母)
- ・三親等内の傍系血族(例:兄弟姉妹、叔父叔母、伯父伯母、甥姪)

3 宣誓に必要なもの

宣誓には、次の書類が必要となります。

(1)パートナーシップ宣誓書(様式第1号)

- ・豊後高田市のホームページからもダウンロードできます。
- ・宣誓される日に、市職員の面前で自ら署名の上、提出してください。
自ら署名できない場合は、代筆も可能です。
- ・性別違和等の理由がある場合は、宣誓書及び確認書において通称を使用することができます。

(2)住民票の写し ※3か月以内に発行されたもの

- ・14日以内に転入予定の場合は、現在お住いの市区町村発行の転出証明書等

(3)配偶者がいないことを証明する書類(戸籍抄本等)

※3か月以内に発行されたもの

- ・戸籍抄本は本籍地の市区町村で取得することができます。
- ・外国籍の方の場合は、本国が発給した婚姻要件具備証明書などの配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えてください。

(4)本人確認書類 ※次のいずれかを提示してください。

①1点の提示でよいもの

- ・個人番号カード・運転免許証等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

②2点の提示が必要となるもの

- ・健康保険証・年金手帳・学生証・社員証等のご本人が確認できる証明書等

○通称を使用したい方

- ・通称を使用していることが確認できる書類

(社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料を提示してください。)

4 パートナーシップ宣誓の手続きの流れ

① 宣誓日の事前予約

- ・宣誓日の3日前（閉庁日を除く）までに、電話にてお申し込みください。

【申込先】

豊後高田市人権啓発・部落差別解消推進課（隣保館内）

電話 0978-24-0007（直通） fax 0978-24-0007

日時 月～金 9:00～17:00（祝休日・年末年始除く）

場所 大分県豊後高田市新地1278番地

- ・宣誓書の内容は、ホームページでご覧いただけます。

※宣誓書は、郵送では受け付けておりません。

② パートナーシップ宣誓

- ・予約した日時に、お二人そろってお越しください。
※プライバシー保護のため、個室で対応します。
- ・必要書類をご持参ください（必要書類はP2参照）
- ・市職員立ち会いのもと、お二人でパートナーシップ宣誓書に署名してください。
※代筆してもらうことも可能です。

内容確認

- ・申請書類について、要件を備えているかを確認します。

③ 宣誓書受領証の交付

- ・要件を満たしている場合は、宣誓書の写しを添え、受領証及び受領カードを交付します。
- ・転入予定者の方は、14日以内に転入が確認できないときは、証明書は宣誓日に遡り無効とします。

《 通称の使用について 》

性的違和等、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称を使用することができます。その場合、受領カード表面に通称を表示し、裏面に戸籍上の氏名を表示します。

5 パートナーシップ宣誓書受領証及び受領カード等の交付

宣誓時に提出された書類を審査し、書類の不備等がなければ、「パートナーシップ宣誓書受領証」1部、「受領カード」各1部及び「宣誓書の写し」1部を交付します。

(表面)

パートナーシップ宣誓書受領カード	
豊後高田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定により、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
【本人】	【パートナー】
年　月　日生	年　月　日生
宣誓日　年　月　日	第　号
豊後高田市長	
印	

6 パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付

紛失や毀損などにより、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）」を提出してください。

毀損・汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。

※本人確認書類（運転免許証など）も必要となります。

7 届出事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）」に変更内容が確認できる書類（住民票の写し、通称を使用していることが確認できる書類など）を添えて提出してください。

8 パートナーシップ宣誓書受領証等の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が市外への転出をした場合、不正に取得・利用した場合には、受領証を市に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第7号）」を提出してください。

9 よくある質問

Q1 パートナーシップ宣誓と結婚はどう違いますか？

A 結婚は法律に基づき行われるもので、法的な権利や義務が発生します。一方、豊後高田市パートナーシップ宣誓は要綱に基づき行われるもので、法的効力はありません。戸籍や住民票にも記載されません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A 本制度の導入により、性的少数者に関する社会的理解が進み、パートナーシップを家族に近い関係として扱うなど、パートナーシップが尊重される取組が広がっていくことを期待しています。

Q3 宣誓をしたいのですが、プライバシーは守られますか？

A プライバシー保護のため、個室で対応させていただきますので、ご安心ください。

Q4 転入予定ですが、転入前に手続きができますか？

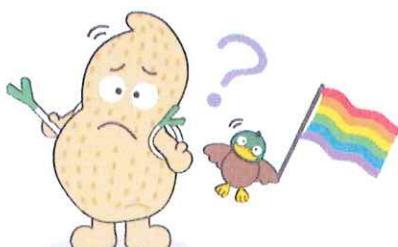
A いずれか一方が豊後高田市民の方、または14日以内に転入予定の方を対象としています。転入予定の場合は、現在お住いの市区町村発行の転出証明書を提出してください。

Q5 郵送で手続きができますか？または代理申請ができますか？

A 郵送や代理での申請はできません。職員の面前でご本人が宣誓する必要がありますので、必ずお二人で来庁してください。ただし、ご自分で記載が難しい場合は代筆可能です。

Q6 費用はどのくらいかかりますか？

A 宣誓書受領証の発行に費用はかかりませんが、添付書類の戸籍や住民票の発行手数料はかかります。



Q7 宣誓書受領証の発行は申請後すぐにできますか？

A 添付書類がすべて揃っていて、宣誓が適当と認められる場合は即日発行できます。
ただし、作成に一定の時間がかかりますのでご了承ください。

Q8 受領証の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

A お二人のご関係を市が認めることになります。
行政サービスとしては、市営住宅の入居申込や、犯罪被害者見舞金の申請などができるようになります。また、民間企業等においても家族同様の扱いのサービスに活用してもらえるよう、市として周知啓発に取り組んでいきます。

Q9 宣誓書等の届出書類はどこで手に入れることができますか？

A 豊後高田市隣保館及び豊後高田市公式ホームページにて入手できます。

Q10 養子縁組をしていますが、宣誓できますか？

A 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者扱いとなり、宣誓することができません。養子縁組を解消した場合には、宣誓が可能です。

Q11 通称は使用できますか？

A 性別違和等の理由により、通称を使用することができます。通称を使用する場合、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示してください。





【問い合わせ先】

豊後高田市人権啓発・部落差別解消推進課(隣保館内)
879-0627 大分県豊後高田市新地1278番地
電話 0978-24-0007(直通) fax 0978-24-0007
月～金 9:00～17:00 (祝休日・年末年始除く)